

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業の目的および運営方針

(1) 事業の目的

株式会社 サン十字が開設する 株式会社 サン十字 ホームヘルプサービス（以下「事業所」という）が行う訪問介護事業・第1号訪問事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が要介護状態、要支援状態、事業対象者状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護・第1号訪問事業を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ①事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に務めるものとします。
- ②事業所の従業員は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活の支援を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持、ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとします。

2. 当事業所の人員体制

管理者	1名
サービス提供責任者 介護福祉士	3名 以上
訪問介護員等 介護福祉士	
1・2級課程	
初任者研修	
実務者研修修了者	
	合わせて8名以上

3. 事業の実施地域

米沢市・南陽市・高畠町・川西町

4. 営業日および営業時間

営業日	365日対応		
営業時間	通常	早朝	夜間
	8:00 ~ 18:00	7:00 ~ 8:00	18:00 ~ 21:00
介護予防・第1号訪問事業営業時間	8:00 ~ 18:00となります。		

5. 利用料金

(1) 利用料

① サービスに要した費用の利用者負担割合に応じた額の支払いとし、支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、超過分サービス利用料金の全額が御契約者の負担となります。

② 平常の時間帯（8:00～18:00）以外のサービスを利用される場合は、割増料金が加算されます。

夜間（18:00～21:00）
早朝（7:00～8:00）} 25% 加算になります。

③ ケアプランに基づき2人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合は、2人分の利用料金になります。

(2) サービスの内容

訪問介護・第1号訪問事業サービスとして、身体介護および生活援助を提供するものとします。

① 身体介護に関する内容

- 1) 排泄・食事介助
- 2) 清拭・入浴・身体整容
- 3) 体位変換
- 4) 移動・移乗介助・外出介助
- 5) その他の必要な身体の介護

・身体介護（一割負担の場合）

区分	料金
20分未満	179円
20分以上30分未満	268円
30分以上1時間未満	426円
1時間以上	624円
30分増すごとに	90円加算

② 生活援助に関する内容

- 1) 調理
- 2) 衣類の洗濯・補修
- 3) 住居の掃除・整理整頓
- 4) 生活必需品の買い物
- 5) その他必要な家事

区分	料金
20分以上45分未満	197円
45分以上	242円

・身体介護に引き続き生活援助を行う場合（一割負担の場合）

区分	料金
身体1 + 生活1	340円
身体1 + 生活2	411円
身体2 + 生活1	497円

< 第1号訪問事業 > (一割負担の場合)

利用内容	料金
(I) 週1回程度の利用が必要な場合	1, 176円
(II) 週2回程度の利用が必要な場合	2, 349円
(III) (I)(II)を超える利用が必要な場合	3, 727円

< その他の加算 >

・初回加算 初回訪問月 + 200単位 (新規御利用される方)

・緊急時訪問介護加算 1回につき + 100単位

居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護中心に限る）を、利用者または家族から要請を受けて24時間以内に行った場合に算定

・特定事業所加算(II) 加算率 10%

・介護職員処遇改善加算(III) 加算率 18.2%

※制度改正により上記利用料金に変更のあった場合は、その都度説明するものとします。但し、算定要件に該当しない場合は算定しないこととします。

・利用者宅でサービスを提供するために使用する電気・水道・ガス等の費用は利用者の負担となります。

6. 利用料金の支払い方法

利用料金を1ヶ月ごとに計算し、請求しますので下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 口座引き落とし ② 後日集金

①の場合は郵便局・金融機関での引き落しになります。

金融機関での引き落しにつきましては、D.F. サンジュウジの名義にて引き落しになります。

月末締めで

郵便局の場合、翌月25日引き落し（休業日の場合は翌日）

金融機関の場合、翌月27日引き落し（休業日の場合は翌日）

引き落しが確認された後、領収書を発行いたします。

②の場合は月末締めで、翌月の15日頃請求書を発行いたします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの開始

契約を締結し訪問介護計画書・第1号訪問事業計画書に基づき、サービスを開始いたします。

(2) 利用の中止・変更・追加

① 利用予定日の前に利用者の都合により訪問介護サービスまたは第1号訪問事業サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施の前日17時30分までに事業者に申し出てください。

② 利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただくことになります。

ただし、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

8. 虐待防止のための措置

利用者の権利擁護、虐待防止の観点から、虐待を防止するための委員会及び担当者を設置し、従業員に対して研修を実施します。その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

9. サービスの内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の訪問介護・第1号訪問事業に関する相談・苦情については、次のところで承ります。

事業所名	株式会社 サン十字 ホームヘルプサービス	《 苦情・相談担当者 》
電話番号	0238-37-7231	会田 千秋
受付時間	月曜日～金曜日 8：30～ 17：30	

(2) 緊急時の対応

事業者は、訪問中利用者が身体的に急を要する事態に遭遇した場合、事業所の判断により、速やかに主治医または医療関係などへ連絡を行う、あるいは救急車を要請するなどの必要な措置を講じます。この際、報告が事後となる場合もあります。

10. 事故発生時の対応および損害賠償

<損害賠償>

サービスの提供にあたり、事故が発生した際には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故が事業所側の責任による場合は、契約に基づき損害賠償請求に応じます。ただし、利用者またはその家族に過失がある場合は、損害賠償を免れます。

11. ハラスメント対策

事業者は、職場におけるハラスメント防止のための研修および必要な措置を講じます。

12. 衛生管理

事業者は、感染症の発生およびまん延等を予防・防止する観点から、委員会の措置、指針の設備、定期的な研修および訓練の実施を行います。

13. 業務継続計画の策定等について

事業者は、感染症や災害等が発生した場合であっても、訪問介護の提供を継続的に行い、非常時でも早期の業務再開を図るための計画を策定し、研修および訓練の実施を行います。

14. 当事業所の概要

名称・法人種別	株式会社 サン十字 ホームヘルプサービス
代表者・役職・氏名	代表取締役 長澤 譲
本社所在地	〒992-0017 山形県米沢市桜木町1番64号
	電話番号 0238-21-1451

令和 年 月 日

訪問介護・第1号訪問事業サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者	所在地	〒992-0011 山形県米沢市中田町751-1
	名称	株式会社 サン十字 ホームヘルプサービス
	説明者	サービス提供責任者 氏名

訪問介護・第1号訪問事業サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	〒
	氏名	
代理人	住所	〒
	氏名	(続柄)

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業の目的および運営方針

(1) 事業の目的

株式会社 サン十字が開設する 株式会社 サン十字 ホームヘルプサービス（以下「事業所」という）が行う訪問介護事業・第1号訪問事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が要介護状態、要支援状態、事業対象者状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護・第1号訪問事業を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ①事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に務めるものとします。
- ②事業所の従業員は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活の支援を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持、ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとします。

2. 当事業所の人員体制

管理者	1名
サービス提供責任者 介護福祉士	2名 以上
訪問介護員等 介護福祉士 1・2級課程	
初任者研修	
実務者研修修了者	合わせて4名以上

3. 事業の実施地域

長井市・南陽市・白鷹町・飯豊町・川西町

4. 営業日および営業時間

営業日	365日対応		
営業時間	通常	早朝	夜間
	8:00 ~ 18:00	7:00 ~ 8:00	18:00 ~ 21:00
介護予防・第1号訪問事業営業時間	8:00 ~ 18:00となります。		

5. 利用料金

(1) 利用料

① サービスに要した費用の利用者負担割合に応じた額の支払いとし、支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、超過分サービス利用料金の全額が御契約者の負担となります。

② 平常の時間帯（8:00～18:00）以外のサービスを利用される場合は、割増料金が加算されます。

夜間（18:00～21:00）
早朝（7:00～8:00）} 25% 加算になります。

③ ケアプランに基づき2人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合は、2人分の利用料金になります。

(2) サービスの内容

訪問介護・第1号訪問事業サービスとして、身体介護および生活援助を提供するものとします。

① 身体介護に関する内容

- 1) 排泄・食事介助
- 2) 清拭・入浴・身体整容
- 3) 体位変換
- 4) 移動・移乗介助・外出介助
- 5) その他の必要な身体の介護

・身体介護（一割負担の場合）

区分	料金
20分未満	179円
20分以上30分未満	268円
30分以上1時間未満	426円
1時間以上	624円
30分増すごとに	90円加算

② 生活援助に関する内容

- 1) 調理
- 2) 衣類の洗濯・補修
- 3) 住居の掃除・整理整頓
- 4) 生活必需品の買い物
- 5) その他必要な家事

区分	料金
20分以上45分未満	197円
45分以上	242円

・身体介護に引き続き生活援助を行う場合（一割負担の場合）

区分	料金
身体1 + 生活1	340円
身体1 + 生活2	411円
身体2 + 生活1	497円

< 第1号訪問事業 > (一割負担の場合)

利用内容	料金
(I) 週1回程度の利用が必要な場合	1, 176円
(II) 週2回程度の利用が必要な場合	2, 349円
(III) (I)(II)を超える利用が必要な場合	3, 727円

< その他の加算 >

・初回加算 初回訪問月 + 200単位 (新規御利用される方)

・緊急時訪問介護加算 1回につき + 100単位

居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護中心に限る）を、利用者または家族から要請を受けて24時間以内に行った場合に算定

・特定事業所加算(II) 加算率 10%

・介護職員処遇改善加算(III) 加算率 18.2%

※制度改正により上記利用料金に変更のあった場合は、その都度説明するものとします。但し、算定要件に該当しない場合は算定しないこととします。

・利用者宅でサービスを提供するために使用する電気・水道・ガス等の費用は利用者の負担となります。

6. 利用料金の支払い方法

利用料金を1ヶ月ごとに計算し、請求しますので下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 口座引き落とし ② 後日集金

①の場合は郵便局・金融機関での引き落しになります。

金融機関での引き落しにつきましては、D.F. サンジュウジの名義にて引き落しになります。

月末締めで

郵便局の場合、翌月25日引き落し（休業日の場合は翌日）

金融機関の場合、翌月27日引き落し（休業日の場合は翌日）

引き落しが確認された後、領収書を発行いたします。

②の場合は月末締めで、翌月の15日頃請求書を発行いたします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの開始

契約を締結し訪問介護計画書・第1号訪問事業計画書に基づき、サービスを開始いたします。

(2) 利用の中止・変更・追加

① 利用予定日の前に利用者の都合により訪問介護サービスまたは第1号訪問事業サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施の前日17時30分までに事業者に申し出てください。

② 利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただくことになります。

ただし、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

8. 虐待防止のための措置

利用者の権利擁護、虐待防止の観点から、虐待を防止するための委員会及び担当者を設置し、従業員に対して研修を実施します。その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

9. サービスの内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の訪問介護・第1号訪問事業に関する相談・苦情については、次のところで承ります。

事業所名	株式会社 サン十字 ホームヘルプサービス長井	《 苦情・相談担当者 》
電話番号	0238-84-8037	平 嘉子
受付時間	月曜日～金曜日 8：30～ 17：30	

(2) 緊急時の対応

事業者は、訪問中利用者が身体的に急を要する事態に遭遇した場合、事業所の判断により、速やかに主治医または医療関係などへ連絡を行う、あるいは救急車を要請するなどの必要な措置を講じます。この際、報告が事後となる場合もあります。

10. 事故発生時の対応および損害賠償

<損害賠償>

サービスの提供にあたり、事故が発生した際には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故が事業所側の責任による場合は、契約に基づき損害賠償請求に応じます。ただし、利用者またはその家族に過失がある場合は、損害賠償を免れます。

11. ハラスメント対策

事業者は、職場におけるハラスメント防止のための研修および必要な措置を講じます。

12. 衛生管理

事業者は、感染症の発生およびまん延等を予防・防止する観点から、委員会の措置、指針の設備、定期的な研修および訓練の実施を行います。

13. 業務継続計画の策定等について

事業者は、感染症や災害等が発生した場合であっても、訪問介護の提供を継続的に行い、非常時でも早期の業務再開を図るための計画を策定し、研修および訓練の実施を行います。

14. 当事業所の概要

名称・法人種別	株式会社 サン十字 ホームヘルプサービス
代表者・役職・氏名	代表取締役 長澤 謙
本社所在地	〒992-0017 山形県米沢市桜木町1番64号
	電話番号 0238-21-1451

令和 年 月 日

訪問介護・第1号訪問事業サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者	所在地	〒993-0084 山形県長井市栄町4番21号
	名称	株式会社 サン十字 ホームヘルプサービス長井
	説明者	サービス提供責任者 氏名

訪問介護・第1号訪問事業サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	〒
	氏名	
代理人	住所	〒
	氏名	(続柄)